

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

修正申告により過大申告(仮装経理)を修正できる可能性の有無

《内容》

関与先のA社の決算内容を精査していたところ、前期に所得金額を1,000万円過大に計算していることが判明しました。また、逆に前期の収益として計上すべき売上1,500万円が漏れていることも判明しました。そこで、A社に対して前期の法人税について訂正を行うよう指導したいと考えています。

この訂正に際して、上記の過大申告額1,000万円と売上計上漏れ額1,500万円とを相殺しますと、最終的に所得金額が500万円過少になっていることとなりますが、このような過大申告額と売上計上漏れ額と相殺して修正申告することは可能ですか。

『答』

仮装経理があっても申告調整により正しい金額に修正すれば、過大申告には該当しないこととなりますし、また、税務署長が更正を行う場合には、仮装経理による過大申告事項と売上計上漏れとの両者を更正すべきことなどからみて、仮装経理による過大申告事項は修正申告により修正することは可能と考えます。

ご質問の場合には、修正申告により増加すべき所得金額は、500万円（1,500万円－1,000万円）ということになります。

(解説)

1 仮装経理とは、端的には事実を仮装した経理をいいます（法法70、法法129②）。単なる計算誤りや事実認識の違いなどではなく、積極的に事実を反する経理をし、または事実在即さない経理を行うことです。たとえば、意図的な売上や収益の過大計上、仕入や経費の過少計上、期末棚卸資産の過大計上などが該当します。これは意図的に外部取引を操作するもので、粉飾決算の典型例といえます。

2 ところで、法人税法上、仮装経理にもとづく過大申告があった場合、税務署長は、法人が仮装経理をした事項につき修正の経理をするまでの間は、原則として更正を行いません（法法129②）。なお、

法人の申告した所得金額が過大であるかどうかは、「確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額」にもとづき判定しますので、仮に法人が粉飾決算を行っても、法人税の確定申告にあたって申告調整により正しい所得金額に修正すれば、ここでいう過大申告には該当しません。

このことに関連して、例えば、課税庁の税務調査においては、ご質問のように、仮装経理による過大申告事項と売上計上漏れが判明した場合、実務上、税務署長は、両者を更正すべきことができます。

3 このようなことから、仮装経理があっても申告調整により正しい金額に修正すれば、過大申告には該当しないことや、税務署長が更正を行う場合には、仮装経理による過大申告事項と売上計上漏れとの両者を更正すべきことなどからみて、仮装経理による過大申告事項は修正申告により修正してよいと考えられます。

したがって、ご質問の場合には、修正申告により増加すべき所得金額は、500万円（1,500万円－1,000万円）ということになります。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。